

教育カウンセラーの条件と任務

初級教育カウンセラー

〔定義〕

日常の教育活動に教育カウンセリングの考え方や技術を活用することができる教育者

〔認定要件〕

1. 教育カウンセラー養成講座（または準ずる講座）を修了している
2. 相談・援助に関する実践歴が2年以上
3. 認定申請自己評価票の総合点が11ポイント以上
4. 初級教育カウンセラー標準カリキュラムの内容に習熟し、認定試験に合格している

〔努力目標〕

以下の領域・方法の何れか3つ以上を学級（相談室等）内で意図的・計画的に随時実践していること

- ①構成的グループエンカウンター
- ②キャリアガイダンス（人生計画，生き方，進路意識）
- ③サイコエジュケーション
- ④グループワーク
- ⑤対話のある授業
- ⑥個別指導
- ⑦チーム支援（学年主任，相談員，養護教諭などとの連携）

中級教育カウンセラー

〔定義〕

学校や職場で、ガイダンス・カウンセリングのリーダーとして活動できる教育者

〔認定要件〕

1. 相談・援助に関する実践歴が5年以上（または、教育学・心理学・医学・社会福祉学等、関連領域における修士以上の学位）
2. 認定申請自己評価票の総合点が21ポイント以上
3. 中級教育カウンセラー標準プログラムの内容に習熟し、認定試験に合格している

(1) 受験資格

- ①スーパービジョンの記録が最低1ケース以上あり、記録票(様式 S-4-1)を提出済みまたはできる
- ②著作物を1編提出済みまたはできる者（発表済・未発表のいずれでもかまわない）

(2) 試験内容

- ①筆記試験（初級・中級テキスト内容）
- ②面接技法に関するロールプレイ・個別口頭試験

〔努力目標〕

以下の領域・方法の何れか3つ以上を随時校内（職場）で意図的・計画的に実践していること

- ①構成的グループエンカウンター
- ②キャリアガイダンス
- ③サイコエジュケーション
- ④グループワーク
- ⑤対話のある授業
- ⑥個別支援
- ⑦チーム支援（保護者，地域，教員，相談員などの連携）

上級教育カウンセラー

〔定義〕

専門性を生かし、研修会等で講師あるいはスーパーバイザーとして他の人の指導にあたることのできる教育者

〔認定要件〕

1. 相談・援助に関係する実践歴が7年以上（または、教育学・心理学・医学・社会福祉学等、関連領域における修士以上の学位）
2. 認定申請自己評価票の総合点 29 ポイント以上、研究歴または講師歴 4 ポイント以上
3. 上級教育カウンセラー標準カリキュラムの内容に習熟し、認定試験に合格している

(1) 受験資格

- ① スーパービジョンの記録が最低2ケース以上あり、記録票(様式 S-4-1)を提出済みまたはできる
- ② 研究論文を2編提出できる（学会、研究会など公式の場での発表に限る）

(2) 試験内容

- ① 筆記試験（初級・中級・上級テキスト内容）
- ② スーパービジョンに関する論述試験
- ③ リーダーシップに関する実技・口頭試験

〔努力目標〕

以下の分野・方法のトピックの何れか3つ以上について教育カウンセラーを指導できること。ここでいう指導とは講義・スーパービジョン・ワークショップのリーダーを務める能力のことである。

- ① 構成的グループエンカウンター
- ② キャリアガイダンス
- ③ サイコエジュケーション
- ④ グループワーク（特別教育活動）
- ⑤ 対話のある授業
- ⑥ 個別指導
- ⑦ 学級経営
- ⑧ 学校経営
- ⑨ 健康教育・保健学習
- ⑩ チーム支援（保護者、地域、教員、相談員などの連携）
- ⑪ カウンセリング理論
- ⑫ カウンセリング技法